



社福第680号
平成28年11月15日

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 殿

宮城県保健福祉部長



平成28年度福祉施策等の要望について（回答）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、平成28年9月15日付け宮社協発第837号で提出のあったことについては、下記のとおりです。

今後とも、本県の福祉行政の推進について一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 福祉・介護人材の確保を図るための施策の充実

県では、福祉・介護人材の確保を図るために、宮城県福祉人材センターに配置したキャリア支援専門員による求人のニーズ把握などの取組を実施しております。また、平成26年度に県内の行政機関や介護関係団体等で構成する宮城県介護人材確保協議会を設立し、多様な人材の参入促進、職員の資質向上及び労働環境・待遇の改善を進めております。

県といたしましては、引き続き福祉・介護人材の確保、育成等のための取組を実施するとともに、国に対しても必要に応じて実効性のある施策の充実を要望してまいります。

2 次期介護保険制度見直しに向けた予算措置及び制度改正

（1）介護報酬改定に向けた予算措置

先の介護報酬改定の影響については、独立行政法人福祉医療機構などによる調査が行われているところですが、県といたしましては、これらの調査結果を踏まえつつ、この改定が及ぼす事業の運営や職員の待遇改善等への影響についての関係者の意見を十分に伺いながら、他の都道府県と連携して、国に対して必要な要望を行ってまいります。

（2）障害者支援施設等の介護保険適用除外施設の見直し

障害者施設等の介護保険適用除外施設が介護保険制度における住所地特例の対象外となっていることについては、適用除外施設所在地市町村の負担増などの課題があることから、社会保障審議会介護保険部会において、平成30年度の制度改正に向け見直しの議論が進められています。

県といたしましては、この議論を注視しながら、必要に応じて制度の見直しを国に要望してまいります。

3 養護老人ホームを取り巻く諸課題について

養護老人ホームへの入所に係る措置費については、地方交付税の算定において各市町村の実際の措置者数を反映させることにより、市町村の財政需要に対応していると考えられます。また、養護老人ホームの入所措置については、国から示された指針に基づいて市町村が事務を実施しているものと認識しております。

県といたしましては、市町村から老人保護措置費や入所判定困難ケース等に関する助言を求められた場合には、市町村に対して必要な助言や情報提供を行ってまいります。

4 地域包括ケアシステムの構築に向けた支援策の実施について

地域包括ケアシステムの構築に向けては、全ての市町村で介護予防・生活支援サービス事業及び地域支援事業の実施のために必要な財源措置が行われております。また、県では「宮城県地域包括ケア推進協議会」を設立し、関係団体の連携・協働により地域医療介護総合確保基金等を活用したシステムの構築に向けた取組を実施しております。

今後、県といたしましては、市町村の状況を見ながら、必要な支援策の充実を国に要望してまいります。

5 各種団体からの要望等

これらについては、府内関係各課において施策遂行上の課題として真摯に受け止め、国の法令及び制度の改定状況や本県の財政状況等を勘案しながら、対応を検討してまいります。



担当：保健福祉部社会福祉課
地域福祉推進班 庄子
tel : 022-211-2519
fax : 022-211-2594
e-mail : syahukc@pref.miyagi.jp